

# 希望が丘こども医療福祉センター児童虐待等対策委員会設置要綱

## (目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）及び障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づき、児童虐待等の被害を早期に発見し、組織としての対応方針等を明確にすることにより、被害を受けた児童の救済を推進するために、「希望が丘こども医療福祉センター児童虐待等対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この要綱においては、児童虐待を次のとおり区分する。

- 一 保護者等による児童虐待 保護者又は保護者に代わり子どもを監護・保護する者（以下「保護者等」という。）により、子どもに対して非偶発的で、継続的、反射的に加えられる不適切な行為。（帰省中の入所児に対する保護者等による行為を含む。）
- 二 施設職員による児童虐待 希望が丘こども医療福祉センター（以下「センター」という。）利用児・者に対し、センター職員等による暴行、わいせつ行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える等の行為。

## (所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 保護者等による児童虐待及び施設職員による児童虐待に係る事案（疑い及び不適切な対応を含む。以下「虐待事案」という。）の報告の受理、事実確認、虐待の認定及び通報・通告に関する事
- 二 施設職員による児童虐待（疑い及び不適切な対応を含む。）について、第7条に規定する第三者会議からの意見聴取を行うこと及び意見を踏まえた改善策の策定に関する事
- 三 虐待防止のための職員研修に関する事
- 四 虐待防止のチェック及びモニタリングに関する事
- 五 虐待事案発生後の検証及び再発防止策の検討に関する事
- 六 身体拘束等の適正化のための対策の検討に関する事
- 七 その他児童虐待に関する事

## (組織)

第4条 委員会の組織は、次の職員をもって構成する。

- 一 所長
- 二 副所長兼事務局長
- 三 総務課長
- 四 整形外科部長
- 五 小児科部長
- 六 看護部長
- 七 リハビリテーション課長
- 八 連携支援室長
- 九 若手職員によるワーキンググループ代表

## (委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は所長とし、副委員長は副所長、小児科部長及び整形外科部長の3名とする。

- 2 委員長は委員会を統括し、虐待防止責任者の役割を担うものとする。

- 3 委員長が委員会に出席できない場合には、副委員長又は委員長が指名した職員が職務を代理する。
- 4 委員会に副委員長を置き、次の役割を担うものとする。
  - 一 副委員長（副所長）は、委員長を補佐し、委員長の命を受け議事を進行する。
  - 二 副委員長（小児科部長及び整形外科部長）は、委員長を補佐し、委員会の議事進行に協力する。
  - 三 虐待防止研修の担当副委員長は副所長、保護者等による児童虐待の担当副委員長は小児科部長、施設職員による児童虐待の担当副委員長は整形外科部長とする。

#### （委員会）

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、虐待事案の報告を受理したとき及び第3条第7号に掲げる事項のために開催する。
- 3 施設職員による児童虐待のうち、第7条に規定する第三者会議から意見聴取をした場合は、その意見を踏まえて開催する。

#### （第三者会議）

第7条 施設職員による児童虐待（疑い及び不適切な対応を含む。）に関することについて客観的な立場から意見を聴取するため、第三者会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議は、委員会からの依頼を受けて開催する。
- 3 会議の委員は、センター外の弁護士、医療関係者、社会福祉に精通した者及び危機管理に精通した者で構成する。
- 4 委員の選任に当たっては、委員長が文書により就任を依頼する。
- 5 委員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、任期途中に委員の交代があった場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

#### （会議の所掌事務）

第8条 会議は、次の事項を所掌する。

- 一 委員会から依頼のあった事案（以下「事案」という。）について、意見を述べること
- 二 事案について、委員の意見を委員会に報告すること
- 三 委員会の要請に応じて委員会に出席し、意見を述べること
- 四 その他虐待に関する相談・助言を行うこと
- 2 会議は、事案について、第4条に規定する委員会の構成員もしくは委員会の事務局に対し質問等を行うことができる。
- 3 委員会は、事案に係る会議委員の意見を尊重するものとする。

#### （虐待防止マネジャーの役割）

第9条 各所属における虐待防止のリーダーとして、虐待防止マネジャーを置く。

- 2 虐待防止マネジャーには総務課、看護部、リハビリテーション課及び連携支援室の長を充てるものとし、次の役割を担う。
  - 一 虐待事案の発見者が作成する報告書の受理
  - 二 虐待事案の把握及び通報・通告、委員会での当該事案の報告又は説明
  - 三 所管部署職員に対する虐待防止に係る指導及び職員研修の実施
  - 四 所管部署における「職員セルフチェックシート」によるチェックの実施及び集計
  - 五 所管部署における風通しの良い職場づくりへの取組み
  - 六 行政の指導監査及び聞き取り調査への協力
- 3 虐待防止マネジャーの所管部署等は次のとおりとする。

- 一 総務課長（総務課、診療支援部及び発達精神医学研究所）
  - 二 看護部長（整形外科部、小児科部、児童精神科部及び看護部）
  - 三 リハビリテーション課長（リハビリテーション部）
  - 四 連携支援室長（児童発達支援室及び連携支援室）
- 4 虐待防止マネジャーは、虐待事案を知った場合は、委員会の開催を委員長に求めなければならない。
- 5 虐待防止マネジャーは、児童虐待に係る認識の相違が生じないように、常に相互の連携を図るとともに、所管のマネジャーが不在の際は他のマネジャーがその職務を担うものとする。

（職員の責務）

- 第10条 職員は、虐待事案を知った場合は、速やかにマニュアルに定める報告書を作成の上、その事実を虐待防止マネジャーに報告しなければならない。
- 2 前項の報告は、客観的事実に基づき可能な限り証拠をもって行うものとする。
- 3 第1項の報告は、匿名で行うことができるものとする。
- 4 職員は、虐待が疑われる事案の解決のため、虐待防止マネジャーに協力し、その指示に従わなければならない。
- 5 職員は、他の職員の不適切な対応に気づいた時は、速やかに上司や虐待防止マネジャーに相談し職員同士で指摘をする、あるいは不適切な対応をなくすために会議で話し合うなどにより、職員のモチベーション及び支援の質の向上に努めるものとする。

（委員会の事務局）

- 第11条 委員会の事務局は、連携支援室地域連携係に置く。

（会議の事務局）

- 第12条 会議の事務局は、健康福祉部医療福祉連携推進課に置く。
- 2 委員会の事務局は、会議からの意見聴取に必要な調査及び情報収集を行い、その求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。

（雑則）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この要綱にある第3条（所掌事項）と第10条（審査会の所掌事務）は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。